

第4章 施策の展開

分野Ⅰ

性別にかかわらず人権が尊重され、 尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現

- 性別にかかわらず人権が尊重されることにより、すべての人が安心して暮らせることは、社会全体の活力と調和を生み出す力となります。
- 誰もが自分らしく生きられるよう、固定的な性別役割分担意識等を背景とした悩みや生きづらさへの対応をすすめるとともに、健康で豊かな生活を送ることができるよう、性差を考慮した生涯にわたる健康支援を行います。さらに、多様な生き方や、性のあり方への理解を深め、多様性を尊重する意識を育むことで、一人ひとりの人権を尊重し、性別にかかわる差別や偏見のない社会を目指します。
- DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪³・性暴力⁴などの性別にかかわるあらゆる暴力に対しては、予防のための啓発と被害者支援により人権侵害の解消をめざします。また、性別ゆえの生きづらさに加え、貧困や孤独・孤立、障害、部落差別、外国籍等の複合的な要因によって困難を抱える人々を支援します。

方針1 性別にかかわる人権の尊重

方針2 性別にかかわる人権侵害の解消

³ 性犯罪：犯罪のうち「不同意性交等、不同意わいせつ」等の性的な犯罪をいう。

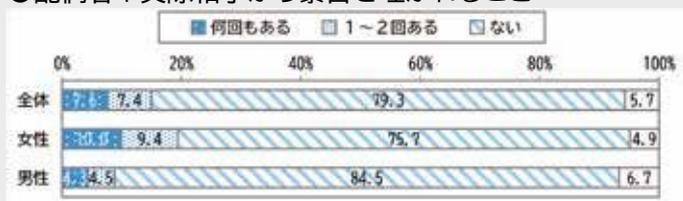
⁴ 性暴力：「性犯罪よりも意味が広く、意に反するすべての性的な言動」（性犯罪、性的虐待、配偶者からの性的暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢、盗撮等）と言われている。

現状と課題

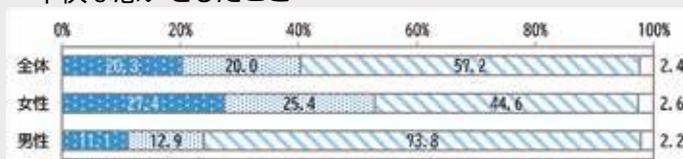
- DV、セクシュアル・ハラスメントなど性別に起因する人権侵害は依然として発生しています【図表 20】。
- 女性のための総合相談、女性福祉相談の件数は、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症に関連する相談の影響で相談件数が増加した後、令和 3 年度は元の水準に戻ったもののそれ以降増加傾向にあります【図表 21,22】。
- また、DV に関する相談件数は高止まりの状況で、内容も複雑で深刻なものが多くなっています【図表 21,22】。
- 令和 5（2023）年に刑法改正等による性犯罪規定が変更されました。愛知県内の性犯罪認知件数は大幅に増加しています【図表 23】。

【図表 20】人権にかかわる被害経験(名古屋市)

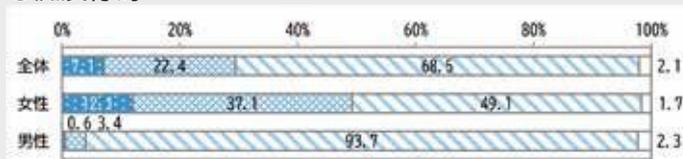
●配偶者や交際相手から暴言を吐かれること



●職場や学校などで性的な内容の言葉をかけられるなど不快な思いをしたこと

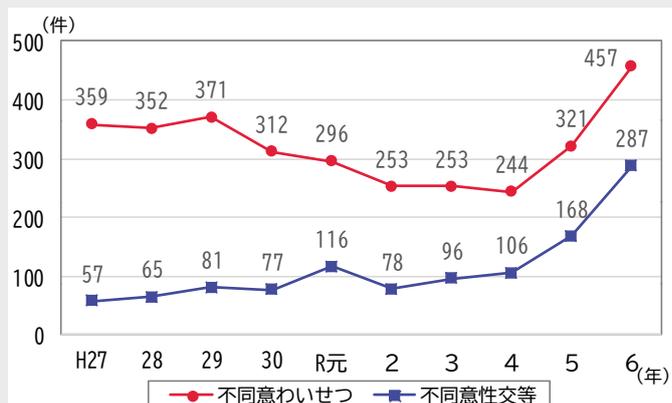


●痴漢行為

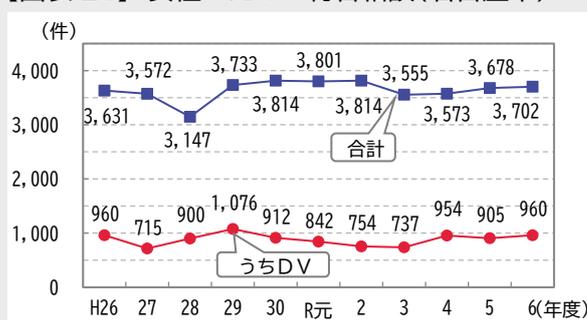


令和 6 年度 第 10 回男女平等参画基礎調査(名古屋市)

【図表 23】愛知県内の性犯罪認知件数の推移

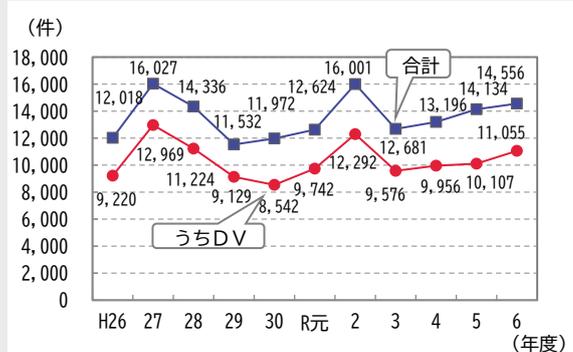


【図表 21】女性のための総合相談(名古屋市)



※相談件数は個別相談(電話・SNS・面接・専門)の件数
令和7年度 名古屋市スポーツ市民局調べ(名古屋市)

【図表 22】女性福祉相談件数(配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所)(名古屋市)



※相談件数には、男性からの DV 相談件数を含む
令和 7 年度 子ども青少年局調べ(名古屋市)

※刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 66 号)の令和 5 年 7 月施行に伴い、罪名について「強制性交等」を「不同意性交等」、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」にそれぞれ変更し、改正前の罪名は改正後の罪名で集計

令和 6 年度の犯罪概況(愛知県警察本部)

方針1 性別にかかわる人権の尊重

職場、家庭、地域社会など様々な場面で表出する固定的な性別役割分担意識等にとらわれずに、誰もが自由に自己決定できる男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわる人権が尊重され、個人としての尊厳を保ちながら安心して暮らせることが重要です。

そのためには、家庭や職場などにおける性別役割の固定化、意思決定過程における女性の参画の遅れや働く場における男女格差など、置かれた状況の違い等を背景に生み出される、性別に起因する生きづらさや直面する様々な問題について、悩みを抱える人が男女平等参画の視点から主体的に解決をめざすことができるよう相談事業の充実に取り組みます。

また、生涯にわたり安心して暮らしていくためには、身体的性差や男女で異なる健康課題について理解の促進を図るとともに、年齢や性別に応じた支援に取り組んでいきます。

さらに、世帯構成や就業・生活様式の変化や、ライフスタイル、結婚観、家族観の多様化を前提として、これまでの固定的な家族イメージにとらわれることなく、ひとり親や事実婚・非婚など多様な生き方への理解促進に取り組んでいきます。性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）などについても、当事者の性のあり方を考慮し実質的な理解を促進します。

施策①	男女平等参画に係る相談体制の充実
施策②	性差を考慮した生涯にわたる健康支援
施策③	多様な生き方や、性のあり方(性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)等)への理解促進

成果指標

	指標	現状値	目標値
指標1	DVの相談窓口の認知度	71.2% (令和6年度)	75% (令和11年度)
指標2	がん検診受診率 (①子宮がん・②乳がん)	①66.6% ②53.3% (令和6年度)	①70% ②60% (令和12年度)
指標3	「性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)」という言葉と内容を知っている人の割合	67.1% (令和6年度)	78% (令和11年度)

施策① 男女平等参画に係る相談体制の充実

家庭や職場などで直面する性別にかかわる様々な悩みを受けとめるとともに、相談者自らが解決に向け力を発揮していけるよう自己決定を支援する相談事業の充実に取り組みます。また、広報・啓発等により相談をしやすい環境づくりに取り組むとともに、多様化・複雑化する悩みに対応できるよう相談員の育成に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
1	イーブルなごや相談室「女性のための総合相談」	相談(電話・SNS・面接・専門相談等)の実施 相談員研修の実施	スポーツ市民局
2	名古屋市男性相談	相談(電話・面接)の実施 相談員研修の実施	スポーツ市民局
3	名古屋市にじいろ相談(セクシュアル・マイノリティ相談)	相談(電話・SNS)の実施	スポーツ市民局



コラム:イーブルなごや相談室「女性のための総合相談」

女性のための総合相談では、学校や職場のハラスメント、育児で感じる孤立感、DV、離婚、経済困窮や性的被害など、女性が暮らしの中で直面する様々な問題について、相談者の気持ちを尊重しながら、専門相談員と一緒に課題を整理し、自分の力を発揮して解決にむけた行動が取れるよう支援します。

また、女性が直面する悩みは、社会全体の問題でもあるという視点を持ち、相談から見える共通の課題を取り上げたセミナーの実施や、個人のプライバシーに配慮した形で、蓄積された相談の内容や傾向の整理・分析を行うことで、男女共同参画社会の実現に向けた課題の把握に取り組んでいます。



イーブルなごや相談室
「女性のための総合相談」HP

施策② 性差を考慮した生涯にわたる健康支援

重点施策

男女が互いの性を理解し、生涯を通じて直面する年齢や性別に応じたさまざまな健康課題について、正しい知識・情報を得て主体的に行動し自己管理できるようにするための情報提供や健康教育をすすめます。

また、性差に応じたがん対策や女性を対象とした健康相談などにより健康支援に取り組むとともに、女性の運動・スポーツ習慣者の割合が男性に比べて低いことを踏まえ、生涯を通じた健康づくりのために女性の運動・スポーツ参加を促進します。

特に、女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期で大きく変化するという特性があることから、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）⁵の視点に留意し、取組をすすめます。

主な取組		事業内容	所管局
4	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の学習・啓発	男女平等参画推進センターや女性会館等における、講座等の実施 生理に関する理解を促進するため、区役所・支所、市民利用施設等及び市立学校に生理用品を配備	スポーツ市民局 教育委員会 各局
5	性に関する適切な教育等	市内小中学校・高校・特別支援学校における、体育・保健体育の授業等を通じた性に関する指導の実施 妊娠・出産のライフプランを考え適切な行動がとれるよう、性や妊娠、健康に関する正しい知識の普及啓発により、プレコンセプションケアを推進 思春期の子どもの心身両面の健康づくりのための総合的な知識の普及・相談等（思春期保健事業）の実施	教育委員会 子ども青少年局

⁵ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）：リプロダクティブ・ヘルスとは、平成6年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツは、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出生間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

主な取組		事業内容	所管局
6	性感染症等への対策	HIV/エイズ、梅毒等の予防啓発の実施	健康福祉局
7	妊娠・出産等に関する健康支援	妊娠・出産・育児に関する健康教育・制度の普及啓発、相談、支援の実施 ・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査 ・両親学級 ・共働きカップルのためのパパママ教室 ・産前・産後ヘルプ事業 ・なごや妊娠 SOS	子ども青少年局
8	性差に応じたがん対策	性差に応じたがんの早期発見・早期治療促進のため、がん検診・健康教育等を実施 がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・前立腺がん検診 ブレスト・アウェアネス啓発事業	健康福祉局
9	生涯にわたる健康教育・健康支援	女性の健康相談窓口の設置	健康福祉局
		女性を対象としたレクリエーションスポーツ事業の実施	スポーツ市民局

施策③ 多様な生き方や、性のあり方(性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)等)への理解促進

ライフスタイル、結婚観、家族観は多様化しており、これまでの固定的な家族イメージにとらわれない生き方が広がっています。また、LGBTQ⁶をはじめとする性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)に関する社会的な認知は高まってきています。しかし、依然として偏見や無理解により、困難を抱える当事者は少なくないことから、個人の様々な生き方の選択が社会への参画の障壁にならないように、また、多様な生き方や性のあり方が尊重されるように理解促進に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
10	多様な生き方や性のあり方への理解促進に向けた意識啓発	男女平等参画推進センターにおける、講座の実施	スポーツ市民局
		なごや人権啓発センター(ソレイユプラザなごや)における講座や展示等による啓発の実施	
		女性会館、各区生涯学習センターにおける、講座等の実施	教育委員会
		市内小中学校における、人権教育推進校による研究活動の実施	
		事業者や職員等に対する、性の多様性の理解促進のための研修等の実施	スポーツ市民局
		性の多様性への理解促進を深めるための職員ハンドブックの活用	
(3)	名古屋市にじいろ相談(セクシュアル・マイノリティ相談)	相談(電話・SNS)の実施	スポーツ市民局
11	名古屋市ファミリーシップ制度	名古屋市ファミリーシップ制度の運用	スポーツ市民局

()は再掲

⁶ LGBTQ: 性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の総称のひとつで、Lesbian(レズビアン)性自認が女性で恋愛・性的対象が女性の人、Gay(ゲイ)性自認が男性で恋愛・性的対象が男性の人、Bisexual(バイセクシュアル)恋愛・性的対象が男性と女性の両方の人、Transgender(トランスジェンダー)出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人、Questioning(クエスチョニング)性自認や性的指向が定まっていない人、の頭文字を取ったもの。

方針2 性別にかかわる人権侵害の解消

男女共同参画社会の実現を妨げる性別に起因するあらゆる人権侵害を解消することは、極めて重要です。

DV や、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力など、性別にかかわる暴力は深刻な人権侵害であり、被害者の尊厳を著しく損なうということ、そして「暴力を許さない」ということが社会全体で共有されるよう、学校・職場・地域などあらゆる場面で広く啓発に取り組みます。

暴力による被害者に対しては、その尊厳の回復のため、被害者に寄り添った、切れ目のない支援を行います。特に DV においては、DV 被害者だけでなく、被害者の子どもも被害や影響を受けるという視点をもって関係機関との連携を強化します。また、子どもや若者に対する性暴力等の被害は深刻な状況にあり、家族や身近な者からの被害は潜在化・深刻化しやすいことや、被害に遭っても、それを性被害であると認識できないこと等に留意し取り組みの強化を図ります。

性別にかかわる人権侵害は、社会構造に起因する貧困や孤独・孤立といった問題とも密接に関係しており、特に女性は、非正規雇用や賃金格差などにより、経済的困難に陥りやすい状況にあります。また、ひとり親家庭や障害、部落差別、外国人や外国にルーツがあることなどにより社会的困難を抱えている場合、性別ゆえの生きづらさが相まって更に複合的な困難を抱えることがあります。こうした様々な困難を抱える人々に対する理解の促進と一層の支援をすすめます。

施策④	性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等)の予防啓発
施策⑤	性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等)の被害者支援
施策⑥	様々な困難(貧困、孤独・孤立、ひとり親、障害、部落差別、外国人等)を抱える人々への支援

成果指標

	指標	現状値	目標値
指標4	DV を人権侵害と認識する人の割合	93.5% (令和 6 年度)	95% (令和 12 年度)
指標5	「デート DV」という言葉の認知度	53.4% (令和 6 年度)	65% (令和 11 年度)

施策④ 性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等)の予防啓発

DV やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力などの性別にかかわる暴力が、重大な人権侵害であることや、「同意のない性的な行為は性暴力である」という認識が社会全体で共有されるよう、性別にかかわるあらゆる暴力を許さない社会的機運を醸成するための啓発に取り組むとともに、こうした暴力の防止に向けた対策をすすめます。

また、若年層への予防啓発においては、相談窓口の周知だけでなく、デートDV⁷の防止や性的同意の重要性について、保護者など相談相手となる幅広い層も含め、SNSなどの身近で利用しやすい媒体を活用し啓発に取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
12	DV、性暴力等防止に向けた啓発	女性に対する暴力をなくす運動(パープルリボンキャンペーン)の実施	スポーツ市民局
		児童虐待対策と連携した「Stop DV & 児童虐待」コラボ事業の実施 DV等防止啓発カードの配布 DV根絶のための意識啓発事業	子ども青少年局
13	若年層向けデートDV、性暴力等防止に向けた啓発事業	デートDVハンドブック等を活用した啓発	スポーツ市民局
		高校等へ出張講座の実施 男女平等参画推進センターにおける講演会、セミナーの実施	教育委員会 スポーツ市民局
14	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策	男女平等参画推進センターによる企業向け研修の実施	スポーツ市民局
		職員向け意識啓発の実施 市立大学における防止対策	総務局

⁷ デートDV：婚姻関係にない交際相手との間に起こるさまざまな暴力をいう。

主な取組	事業内容	所管局
15 性犯罪・性暴力の防止対策	防犯機器電気料の補助 街頭犯罪抑止環境整備事業(防犯カメラ、防犯灯 LED 化の補助)	スポーツ市民局
	地下鉄における痴漢等迷惑行為防止対策 ・東山線及び名城線・名港線での女性専用車両の運行 ・東山線の既存車両や名城・名港線の新型車両への車内カメラの設置 ・駅のホームやトイレ出入口など安全対策上必要な箇所へのカメラの設置 ・車内駅構内における、痴漢等迷惑行為防止に向けた啓発の実施	交通局
	学校等における子どもの性暴力防止対策 ・教職員等向け研修の実施 ・保護者・児童等への周知・啓発 ・早期発見のための措置 ・環境整備	教育委員会 子ども青少年局



施策⑤ 性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクハラ、性暴力等)の被害者支援

DV など性別にかかわる暴力の被害者の相談・支援にあたっては、民間団体も含め関係機関との連携協力のもと、被害者の保護から自立支援までの各段階にわたり、安心と安全に配慮した切れ目のない支援を実施します。また、子どもや若者の被害を早期に発見し、支援するため、体制の強化や支援の充実などに取り組みます。

主な取組		事業内容	所管局
16	DV 被害者等への相談・支援	配偶者暴力相談支援センターや社会福祉事務所における、切れ目のない相談及び支援の実施	子ども青少年局
17	子ども・若者を虐待や性暴力等から守るための支援	児童虐待防止における関係機関との連携 ・なごやこどもサポート連絡協議会、なごやこどもサポート区連絡会議の開催 児童相談所の体制強化 社会福祉事務所における児童虐待等の機能強化 相談(「なごやっ子SOS」)の実施 児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等の実施	子ども青少年局
		子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等の学校現場への配置(「なごや子ども応援委員会」の運営)	教育委員会
		教育と福祉の連携による支援の充実 ・スクールソーシャルワーカーの全区役所・支所への併任 ・スクリーニングの実施 ・児童相談所兼務児童福祉司等のスクリーニングへの参加、福祉的支援の実施	子ども青少年局 教育委員会
		若年女性へのアウトリーチ事業の実施	子ども青少年局
		こども・若者シェルター設置に向けた検討	子ども青少年局
		ワンストップ支援センター等関係機関との連携	スポーツ市民局 子ども青少年局

主な取組		事業内容	所管局
(1)	イーブルなごや相談室「女性のための総合相談」	女性の自立のためのグループプログラム等の実施	スポーツ市民局
18	犯罪被害者等支援事業	総合支援窓口の運営や経済的・精神的支援、二次的被害の防止に向けた広報啓発・人材育成の実施	スポーツ市民局
19	職員研修・支援者育成	女性に対する暴力防止に関する職員研修の実施	スポーツ市民局
		職員及び民間支援者の研修(DV 被害支援者スキルアップ研修)の実施	子ども青少年局
20	庁内及び関係機関・民間団体との連携	DV 被害者支援協議会 兼 女性支援調整会議の開催	スポーツ市民局
		庁内連絡会議の開催	子ども青少年局

()は再掲



コラム:大切なあなたへ これってデートDV?これって性暴力?

大した事じゃないよ

殴るふりをしたり、叩いたりけったりする。ばかにしたり、意見を聞かない。

怒らないときは、優しいのに。機嫌が悪くなるといやだから我慢しよう。

付き合っているんだから仕方ないの? 友だちも大切なのに。

スマホの着信履歴やメールをチェックする。友だちとの付き合いを制限される。

電話に出るのが当たり前だ!

好きなんだからいいでしょ

無理やり性的な行為をする。避妊に協力しない。

嫌われたくないから、断れない…。

デートDV は「暴力」です!

デートDVを受けたことがある人は、6人に1人もいます。(※)

恋人関係に限らず、イヤなのに体を触られる、裸の写真や動画をネットにアップされるなど、同意がない性的な行為は性暴力です。

※交際相手から“身体的暴力”“心理的攻撃”“経済的圧迫”“性的強要”のいずれかの被害を受けたことがあった人の割合18%(内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」令和6年3月)

施策⑥ 様々な困難(貧困、孤独・孤立、ひとり親、障害、部落差別、外国人等)

を抱える人々への支援

重点施策

貧困や差別・偏見など生活上の困難に直面している人々は、それぞれが抱える困難に加え、性別ゆえの生きづらさが重なり、複合的に困難な状況に置かれています。これらの様々な困難を抱える人々が、安心して暮らすことができるよう、男女平等参画と人権尊重の視点に立って、貧困、孤独・孤立、ひとり親、障害、部落差別、外国人等への理解促進とそれぞれの状況に応じた支援をすすめます。

主な取組		事業内容	所管局
21	経済的自立に向けた支援等	男女平等参画推進センターにおける、女性の就労支援に関する講座、セミナー等の実施	スポーツ市民局
		なごやジョブサポートセンターにおける、求職者への就職準備セミナー等の実施	経済局
		仕事・暮らし自立サポートセンターにおける、生活困窮者の自立を支援するための総合的な支援の実施 ・自立相談支援 ・住居確保給付金の支給 ・就労準備支援 ・就労訓練 ・家計改善支援 ホームレスや住まいを失った方への宿所及び食事の提供、生活相談、職業相談などの自立を支援するための支援の実施	健康福祉局
		社会的自立に困難を有する若者に相談から就職、職場定着まで一貫した総合的な支援を実施するため、子ども・若者総合相談センターにおいて伴走型支援を行うほか、若者・企業リンクサポート事業による支援等を実施	子ども青少年局

主な取組		事業内容	所管局
22	孤独・孤立に対する支援	孤独・孤立で困難や不安を抱える女性のためのつながりサポート事業の実施	スポーツ市民局
		孤独・孤立対策事業 ・孤独・孤立対策に関するポータルサイトの運営 ・分野を超えた連携や協働を図る官民連携プラットフォームの設置 ・広報啓発の実施	健康福祉局
23	ひとり親家庭への精神的な支援	ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施 ジョイナス、ナゴヤにおける心理カウンセリングや、セミナー等の実施	子ども青少年局
24	ひとり親家庭への経済的自立に向けた支援	愛知母子・父子福祉センター及びひとり親家庭就業自立センター(ジョイナス、ナゴヤ)における就業支援の実施	子ども青少年局
		養育費相談等の実施 養育費・親子交流等に関するセミナーの実施 公正証書作成費用補助事業の実施 養育費保証料補助事業の実施	子ども青少年局

主な取組		事業内容	所管局
24	ひとり親家庭への経済的自立に向けた支援	自立支援給付金事業の実施	子ども青少年局
		児童扶養手当の支給	子ども青少年局
		母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付/ 名古屋市寡夫福祉資金貸付金の貸付	子ども青少年局
		ひとり親家庭手当	子ども青少年局
		ひとり親家庭等医療費助成	
		生活支援事業の実施	子ども青少年局
		ひとり親家庭等への大学受験料等補助 ・大学受験料等補助 ・模試費用補助	子ども青少年局
		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	子ども青少年局
中学生の学習支援事業	子ども青少年局 健康福祉局		

主な取組		事業内容	所管局
25	障害者等への支援	市立大学における、ユニバーサルデザインの教育・研究の実施	総務局
		意識のバリアフリーを推進するための広報・啓発事業の実施	健康福祉局
		障害者差別解消の推進に係る事業の実施	健康福祉局
		障害者虐待相談支援事業の実施	健康福祉局
		障害種別に関わらず、すべての障害に対してワンストップで対応するための障害者基幹相談支援センターの運営(各区1か所)	健康福祉局
		障害者就労支援センター等への運営補助	健康福祉局
		地域生活支援拠点事業の実施	健康福祉局
		発達障害者支援センターの運営等の支援	子ども青少年局
		意識啓発を図る講座等の実施	教育委員会
		障害への偏見や差別をなくすための理解啓発活動や体験を重視した交流活動などの実施	教育委員会

主な取組		事業内容	所管局
26	部落差別の解決に向けた支援	文化センターにおける、相談事業(生活相談、健康相談、法律相談等)の実施	スポーツ市民局
		なごや人権啓発センター(ソレイユプラザなごや)における、人権擁護委員と連携した人権相談の実施	スポーツ市民局
		部落差別の解決に向けた市民の自主的活動や取組支援及び意見交換の実施	スポーツ市民局
		教育集会所における、生活相談や健康相談の実施	教育委員会
27	外国人や外国にルーツを持つ方への支援	国際センターにおける、外国人への情報提供	スポーツ市民局
		外国人のための相談事業(行政相談、法律相談、税務相談等)の実施	スポーツ市民局
		外国籍のDV被害者及び児童相談所における外国人の子どもに対する、通訳派遣による支援の実施	子ども青少年局

コラム:ファミリーシップ制度

LGBTQをはじめとする性的少数者の方々や、様々な事情により婚姻制度や養子縁組制度を利用することができない方々の生きづらさや困難の解消を図るとともに、人権が尊重され、一人一人の個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現するため、名古屋市ではファミリーシップ制度を令和4年12月から開始しました。

この制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で継続的な共同生活を行っている又は行うことを約した2人が市に宣誓し、市が宣誓書受領証等を交付するものです。

宣誓者からは、「家族であるという安心感を持つことができた。」「家族への挨拶や、顔合わせなどを行うきっかけができた。」などの声が寄せられており、本制度が当事者の安心につながるとともに、多様な生き方や性のあり方への理解の促進につながるよう、引き続き取組を進めていきます。

コラム:名古屋市女性の活躍推進企業認定・表彰制度



名古屋市では、企業等における女性活躍推進の取組の促進を図るため、女性がいきいきと活躍できる取組をしている企業を認定しています。また、認定企業のうち、優れた取組をしている企業を表彰しています。

認定にあたっては、次の3つの視点から審査を行っています。

1. 意識改革
2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
3. 女性の活躍推進

「1. 意識改革」では、理念・方針やトップの発信、推進体制の有無、職場環境や風土改善など、女性活躍を推進するための根幹部分にあたり、特に審査で重要視するポイントの一つです。そのほか、「2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」「3. 女性の活躍推進」では、両立支援制度の有無や実際の利用状況のほか、推進するにあたっての課題をどのように分析し、計画的に改善に取り組んでいるかを審査しています。

認定企業の取組は、なごや女性活躍応援企業見える化サイトで発信しているほか、本市事業で紹介することにより、その取組を広く発信しています。

本制度を通じて企業の取組を促進するとともに、求職者の方に対して、性別にかかわらず働きやすい企業について考えるきっかけとしてもらえるよう、引き続き取り組んでいきます。



ナゴ女応援！サイト
公開中



名古屋市女性の活躍認定・
表彰制度